

## デザインコンペの執行について

隠岐の島町西郷港周辺地区デザインコンペを実施するので、次のとおり公告する。

令和3年10月1日

隠岐の島町長 池田 高世偉

### 1 デザインコンペの概要

#### (1) デザインコンペの内容

隠岐の島町西郷港周辺地区のデザイン提案

### 2 提案参加資格

参加者（設計提案を提案する者をいう。以下同じ。）は、次の（1）又は（2）に掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、（3）の要件を満たしている者とする。

（1）参加する場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）あるいは建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている事務所（以下「建設コンサルタント」という）であること。

（2）複数で参加する場合（共同での提案）は、構成員のうち1名以上は、建築士事務所あるいは建設コンサルタントであること。

（3）（1）又は（2）に掲げる建築士事務所あるいは建設コンサルタントは、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 参加者は、最優秀作品として選定された場合に、契約締結を行う相手方となること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

ウ 設計提案書の提出期限において、本町の指名停止期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団、暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与するものをいう。）、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。
- カ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- キ デザインコンペに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
  - (ア) 親会社と子会社の関係
  - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
  - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
  - (エ) 前 (ア)～(ウ)の項目と同視し得る資本関係又は人的関係
- ク 共同で提案する場合は、共同提案者となる建築士事務所・建設コンサルタント等も、上記イ～キの要件をすべて満たしていること。

### 3 参加に対する制限

- (1) 参加者が提出できる参加表明書及び設計提案書はそれぞれ 1 点のみとする。
- (2) 提出された参加表明書及び設計提案書の差し替え、追加、削除等は原則認めない。
- (3) 共同提案者に協力事務所等を加えることができるが、その協力事務所は、他の参加者の提案者及び共同提案者と重複することはできないものとする。
- (4) 審査委員会の委員が大学等に所属する場合において、その大学等に現に所属するものが在職している企業（提案者及び共同提案者を含む。）は、参加できないものとする。
- (5) その他、審査委員会の委員と実質的な関わりが深いと認められる者が在職している企業（提案者及び共同提案者を含む。）は、参加できないものとする。

### 4 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 提出資料等が実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合、失格となることがあるとともに、指名停止を行うことがある。
- (3) その他実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に参加資格の要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

## 5 資格審査

提出された参加申込書が要領に基づき適正と判断した参加申込者には、参加資格の通知をする。

## 6 提案審査

参加資格審査の結果、提案審査の参加者として通知を受けた者は、1次審査及び2次審査により審査を行う。

## 7 最優秀提案等の選定

審査の結果に基づき、総合的に最も優れた提案者を選定する。

## 8 手続等

### (1) 事務局

隠岐の島町役場 建設課都市計画推進室

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号 08512-2-8564

FAX 番号 08512-2-3302

E-mail : daikibo@town.okinoshima.shimane.jp

URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp/>

### (2) 実施要領の交付

デザインコンペに関する実施要領等の資料は事務局で直接入手するか、隠岐の島町公式ホームページから入手する。

### (3) 参加表明書等の提出

ア 提出方法

本コンペへの参加を希望する者は、実施要領に基づき参加表明書を作成し、これを持参、又は郵送すること。なお、郵送の場合は書留とし、令和3年11月19日（金）午後5時までの必着とする。

イ 提出場所

8（1）に同じ

ウ 提出期限

令和3年11月19日（金）午後5時まで

（4）設計提案書の提出

ア 提出方法

実施要領に基づき設計提案書等を作成し、これを持参、又は郵送すること。なお、郵送の場合は書留とし、令和3年12月8日（水）午後5時までの必着とする。

イ 提出場所

8（1）に同じ

ウ 提出期間

令和3年11月30日（火）から令和3年12月8日（水）午後5時まで

（5）審査結果の通知

ア 1次審査

令和3年12月22日（水）に通知する。

イ 2次審査

令和4年3月11日（金）に通知する。

9 その他

本コンペの執行に関し、この公告に記載のないものは実施要領によるものとする。